一　東大谷
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県東温市南方
字城谷　二九九五番五七　一号
二九九五番六二　二号
二九九五番六七　三号
字三所ヶ成　二九九四番六〇　四号
二九九四番八九　五号

○国土交通省告示第三百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年二月二十四日
国土交通大臣　金子　恭之

○海上保安庁告示第八号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年二月二十四日
海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ （略） CL 109　はまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ CL 50　はまかぜ （略） CL 109　のげかぜ （略）

一　表川
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字下ノ原　甲三〇三〇番一　一号及び三号
地先道路敷
甲三〇三〇番一　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十六号で指定した土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字下原　甲三〇三六番　四号
字下ノ原　甲三〇三九番一　五号
字落シ　甲三一六〇番一　六号

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 灯台見回り船 番号　船名 LM 208　こううん （略）	別表 （略） 灯台見回り船 番号　船名 LM 207　あやばね LM 208　こううん （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 206　だいとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 206　だいとう PM 14　たかとり （略）

附　則

この告示は、令和八年二月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条の規定　令和八年三月二十四日
二　第三条の規定　令和八年三月二十六日

○関東地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月二十四日
関東地方整備局長　橋本　雅道
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道
三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四